

事業主の皆様へ

## 農業・畜産・水産事業等の危険物貯蔵取扱いについて

農業用ビニールハウスや畜産・水産事業等で施設等の燃料として危険物を貯蔵・取扱う場合は、種類と数量に応じて消防署への届出と必要な措置を講じなければなりません。

○届出について

【危険物の数量】

少量危険物(指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物)の貯蔵及び取扱いを行う場合。  
(少量危険物・指定可燃物【貯蔵・取扱い】届出書及び必要な添付書類)

【危険物の種類】 ※例(危険物第4類 引火性液体)

危険物の品名	指定数量	少量危険物の貯蔵・取扱い
灯油及び軽油(第2石油類)	1,000ℓ	200ℓ以上1,000ℓ未満
重油(第3石油類)	2,000ℓ	400ℓ以上2,000ℓ未満

※指定数量以上の危険物を貯蔵取扱う場合は、許可申請が必要となります。

○必要な措置について

【タンクの固定】 アンカーボルト等で基礎に固定し、地震や台風などの災害で転倒しないこと。

【防油堤】 危険物が浸透しない構造。(コンクリート造・ブロック造・鋼板製)

容量は、タンク容量の100%以上収容できること。

【消火器・標識・掲示板】 施設付近の視認できる場所に設置する。

消火器;取り出しやすい場所

標識;「少量危険物貯蔵取扱所」「危険物の類・品名・最大数量」 掲示板;「火気厳禁」

